

岩手県告示第818号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり田野畑村復興整備計画に保安林の指定の解除に係る事項を記載する予定であるので、その旨公告する。

平成24年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡田野畑村明戸181の1

（2） 保安林として指定された目的 潮害の防備

（3） 縦覧の場所及び期間

ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び田野畑村役場

イ 期間 平成24年12月7日から同月21日まで

2（1） 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡田野畑村明戸181の1

（2） 保安林として指定された目的 公衆の保健

（3） 縦覧の場所及び期間

ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び田野畑村役場

イ 期間 平成24年12月7日から同月21日まで

備考 田野畑村の住民及び利害関係人は、1（3）イ及び2（3）イの期間の満了の日までに、縦覧に供された保安林の指定の解除の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林保全課である。